

スマホ搭載検討会資料

新たな機能の搭載について

2023/10/05 デジタル庁 国民向けサービスグループ

(1) 個人番号カードの機能のスマートフォンへの搭載について

- スマートフォンはますます普及が進み、約 8 割の国民が保有するに至っており、オンライン・デジタル化の基盤となっていくことが、ますます期待されている。この点、重点計画では、「スマートフォンで 6 0 秒で手続きが完結」を、国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザインにおいて示している。
- スマートフォンを、個人番号カードと同様に、オンライン・デジタル化の基盤としていくため、個人番号カードの機能を、スマートフォンに搭載する取り組みを進めている。これにより、マイナンバーカードがなくても、スマートフォン一つで、対面・非対面問わず确实・安全な本人確認・番号確認・電子署名・本人認証ができることを目指している。

(2) 電子証明書機能のスマートフォンへの搭載

- まず、電子署名等を行うための署名用電子証明書等の搭載（以下「電子証明書機能のスマートフォンへの搭載」という。）については、令和3年に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により必要となる公的個人認証法の改正が行われた。
- 具体的には、個人番号カードのICチップに格納される電子証明書とは別に、スマートフォンのICチップに格納される電子証明書を発行することとした。
- その上で、必要となるシステム改修やアプリ開発等を行い、令和5年5月に、当該搭載サービスを開始した。
- 当該搭載サービスの開始については、まず、Android端末から可能となり、現在、iOS端末について、実現に向けた取り組みが行われている。
- なお、以上の点については、重点計画でも、「スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年（令和5年）5月にAndroid端末への搭載を開始し、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末についても実現に向けた検討を進める。」とされている。

(3) 電子証明書機能以外のスマートフォンへの搭載

- 現在の個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、個人番号を記録したカードアプリが搭載されている。
- 当該カードアプリのスマートフォンへの搭載がなされていないため、スマートフォンだけでは、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、個人番号の提供を行うことができない（※注1）。このため、番号利用法において求められるオンラインの番号確認・本人確認も行うことをスマートフォンのみでは完結できない（※注2）。
 - ※注1：例えば、個人番号カードだけで可能な健康保険証としての利用（オンライン資格確認）で、カードの顔写真との照合を行っているが、現状のスマホ用電子証明書を利用した場合には同様の方式は行うことができない。
 - ※注2：例えば、個人番号カードだけで可能なネット証券の即時口座開設では、スマートフォン用の署名用電子証明書に加え、カードに搭載されている券面入力補助 A P を利用してマイナンバーを提出する必要があり、スマートフォンだけでは手続きができない。
- スマートフォンを、個人番号カードと同様に、オンライン・デジタル化の基盤としていくためには、個人番号カードの電子証明書以外の機能を、スマートフォンに搭載することが必要である。
- なお、以上の点については、重点計画でも、「電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れた UI・UX を実現するため、スマートフォンへの搭載を目指す。」とされている。

(4) スマートフォンに搭載する情報記録の基本的考え方

- 個人番号カードの電子証明書以外の機能を、スマートフォンに搭載する。具体的には、個人番号カードに記録された氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、個人番号を、スマートフォンにも記録し、提供できるようにする。
- これにより、既に実現している個人番号カードの電子証明書機能の搭載と相まって、スマートフォンだけで、個人番号カードと同様に、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・番号確認・電子署名・本人認証ができるようにする。
- このように、スマートフォンを、個人番号カードと同様に、オンライン・デジタル化の基盤とすることにより、デジタル社会の実現を推進する。

マイナンバーカードのアプリの概要

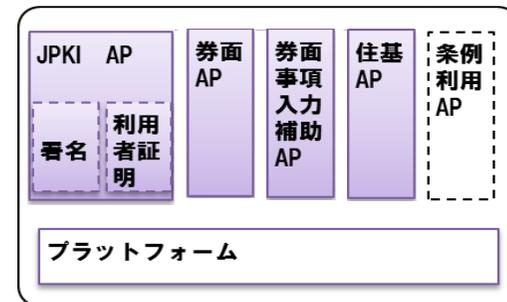
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKE-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6~16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	<ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ</p> <p>注) マイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁 ※マイナンバーを読み出さない仕様とすることで、暗証 番号(4桁の数字)を用いることも可。
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適當。 5

民間活用事例：新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・auカブコム証券が実施(署名等検証業務をNTTデータに委託。)

新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められる。

<公的個人認証サービスの利用>

- ・新しく証券口座の開設を申し込む際に行う本人確認に公的個人認証サービスを活用
- ・公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがある。

<利用画面イメージ>

電子署名と券面事項入力補助APの活用により、番号法で求められるオンラインの本人確認・番号確認をクリアできる ⇒ 即時の新規証券口座開設が可能に！

1. 「スマホで読み取る」を選択



マイナンバー提出方法の選択



2. パスワードを入力



3. マイナンバーカードの読取り



4. 認証完了



デジタル庁
Digital Agency